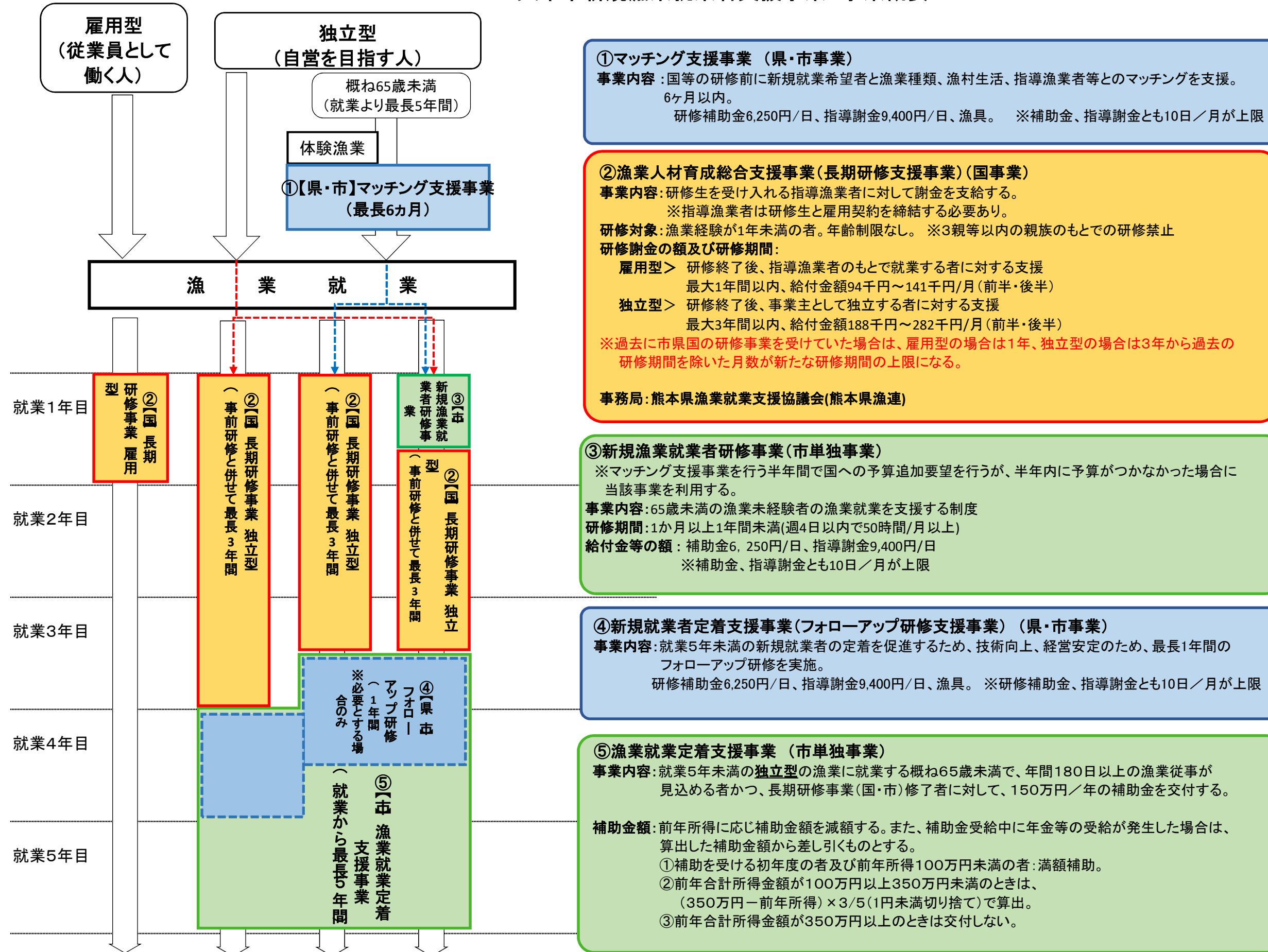


上天草市新規漁業就業者支援事業 事業概要



①マッチング支援事業 (県・市事業)
 事業内容: 国等の研修前に新規就業希望者と漁業種類、漁村生活、指導漁業者等とのマッチングを支援。6ヶ月以内。
 研修補助金6,250円/日、指導謝金9,400円/日、漁具。 ※補助金、指導謝金とも10日/月が上限

②漁業人材育成総合支援事業(長期研修支援事業)(国事業)
 事業内容: 研修生を受け入れる指導漁業者に対して謝金を支給する。
 ※指導漁業者は研修生と雇用契約を締結する必要あり。
 研修対象: 漁業経験が1年未満の者。年齢制限なし。 ※3親等以内の親族のもとでの研修禁止
 研修謝金の額及び研修期間:
 雇用型> 研修終了後、指導漁業者のもとで就業する者に対する支援
 最大1年間以内、給付金額94千円~141千円/月(前半・後半)
 独立型> 研修終了後、事業主として独立する者に対する支援
 最大3年間以内、給付金額188千円~282千円/月(前半・後半)
 ※過去に市県国の研修事業を受けていた場合は、雇用型の場合は1年、独立型の場合は3年から過去の研修期間を除いた月数が新たな研修期間の上限になる。
 事務局: 熊本県漁業就業支援協議会(熊本県漁連)

③新規漁業就業者研修事業(市単独事業)
 ※マッチング支援事業を行う半年間で国への予算追加要望を行うが、半年内に予算がつかなかった場合に当該事業を利用する。
 事業内容: 65歳未満の漁業未経験者の漁業就業を支援する制度
 研修期間: 1か月以上1年間未満(週4日以内で50時間/月以上)
 給付金等の額: 補助金6,250円/日、指導謝金9,400円/日
 ※補助金、指導謝金とも10日/月が上限

④新規就業者定着支援事業(フォローアップ研修支援事業) (県・市事業)
 事業内容: 就業5年未満の新規就業者の定着を促進するため、技術向上、経営安定のため、最長1年間のフォローアップ研修を実施。
 研修補助金6,250円/日、指導謝金9,400円/日、漁具。 ※研修補助金、指導謝金とも10日/月が上限

⑤漁業就業定着支援事業 (市単独事業)
 事業内容: 就業5年未満の**独立型**の漁業に就業する概ね65歳未満で、年間180日以上漁業従事が見込める者かつ、長期研修事業(国・市)修了者に対して、150万円/年の補助金を交付する。
 補助金額: 前年所得に応じ補助金額を減額する。また、補助金受給中に年金等の受給が発生した場合は、算出した補助金額から差し引くものとする。
 ①補助を受ける初年度の者及び前年所得100万円未満の者: 満額補助。
 ②前年合計所得金額が100万円以上350万円未満のときは、
 (350万円-前年所得)×3/5(1円未満切り捨て)で算出。
 ③前年合計所得金額が350万円以上のときは交付しない。

【注意】 市の漁業就業定着支援事業は受領後、2年間または補助期間のいずれか長い期間、連続して漁業に従事しなかった場合は、返還の義務が生じます。